

富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の概要

計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）

資料2-3

1 計画の目的・趣旨

障害者及び障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにする。

2 計画の位置付け

- ① 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく富山県の障害福祉計画及び障害児福祉計画
- ② 障害者基本法に基づき令和6年3月策定の「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

3 基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組み
- ④ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

4 令和8年度の成果目標と各年度における活動指標

<成果目標>

- 1 地域生活支援の充実
・地域生活支援拠点、強度行動障害を有する者の支援体制の整備
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の増加
・1年以上長期入院患者数の減少 等
- 3 福祉施設の入所者の地域生活への移行（見込値）
・施設入所者の削減、地域生活移行者の増加
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
・事業所ごとの実績の確保向上、障害者の一般就労への定着
・地域の就労支援ネットワークの強化、自立支援協議会による連携支援体制の構築 等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
・医療的ケア児支援センターの設置、児童の安全確保の取組の推進 等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
・基幹相談支援センターの設置、個別事例検討による地域サービス基盤の開発 等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
・サービスの質の向上を図るための体制構築

成果目標の達成

<活動指標>

- <障害福祉サービスの見込量>
・訪問系、日中活動系（就労選択支援の追加）、居住系、相談支援の利用者数 等
- <精神障害者の地域移行>
・地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数
・精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
- <地域生活支援拠点等の整備促進>
・地域生活支援拠点等の整備箇所数、コーディネーターの配置人数 等
- <労働部局との連携>
・障害者に対する職業訓練の受講者数
・福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 等
- <障害児支援の見込量等>
・障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の利用児童数
・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 等
- <障害福祉サービスの質を向上させる取組み>
・相談支援専門員やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の計画的な養成
・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果の市町村や事業所との共有 等
- <発達障害者支援>
・発達障害者支援センターによる相談支援件数
・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 等

5 各年度の指定障害者支援施設等の必要入所定員

- ① 指定障害者支援施設 施設入所から地域生活の移行を進める一方で、入所施設の柔軟な受入体制を確保
- ② 指定障害児入所施設 児童発達支援センターを中核とした身近な地域での支援体制の構築を目指しつつ、医療的ケア児を含めた障害児の受入体制を確保

6 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- ① 専門性の高い相談支援事業
・発達障害者支援センター運営事業 ・高次脳機能障害支援普及事業 ・障害児等療育支援事業 等
- ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業
・手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 各養成研修及び派遣事業
- ③ 広域的な支援事業
・県相談支援体制整備事業 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- ④ 各種人材の養成
・居宅介護従業者、強度行動障害支援者、サービス管理責任者、相談支援従事者等 各養成研修事業

7 その他

- ① 障害者等に対する虐待の防止
- ② 意思決定支援の促進
- ③ 障害者の社会参加を支える取組み
- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ⑤ 障害者等による情報の取得・利用・意思疎通の推進
- ⑥ 障害福祉サービス等事業所における研修等の充実
- ⑦ 安全確保に向けた取組み（防災・感染症対策に向けた取組み、事業所等における業務継続計画の策定）